

1. 評価報告概要表

全体を通して(このホームの優れている点、独自に工夫している点など)	
<p>田園風景の中にある住宅街の一角にホームは位置しているが、連立した平屋建ての2ユニットのグループホームと小規模多機能ホーム、ログハウス風の居宅介護支援事業所とが、近隣に違和感無く溶け込んでいる。入居者が犬を連れて散歩をするのもちょっと買い物に出かけるのも普通に地域に受け入れられていて、自由でオープンな印象を受ける。職員は、入居者の個別性のある行動から「驚き」「発見」「感動」を知ったと言い、入居者の行動を否定すること無くその意味を柔軟に受け止め個別的に対応しながら支援していくそのケアは、「ひとりひとりが地域の中で、土と水と空気と人とふれあい、その人らしく生きていただく」という運営理念を実現させることにつながっていると語る。代表や管理者は認知症高齢者に対する理解が深く、行政や社会福祉協議会、認知症老人を抱える家族の会等とのつながりも密であり、認知症高齢者の理解について広く地域を越えて貢献している。</p>	
分野	特記事項(優先順位の高い要改善点について)
	理念の実現に向け、一層の充実を期待したい。
運営理念	
	入居者の現在の状態に応じて環境改善に取り組んでいる。更なる充実を期待したい。
生活空間づくり	
	要改善点は特に無い。更なる充実を期待したい。
ケアサービス	
	要改善点は特に無い。更なる充実を期待したい。
運営体制	

分野・領域	項目数	「できている」項目数	
		外部評価	
運営理念			
	運営理念	4項目	4
生活空間づくり			
	家庭的な生活環境づくり	4項目	4
	心身の状態に合わせた生活空間づくり	6項目	6
ケアサービス			
	ケアマネジメント	7項目	7
	介護の基本の実行	8項目	8
	日常生活行為の支援	10項目	10
	生活支援	2項目	2
	医療・健康支援	9項目	9
	地域生活	1項目	1
	家族との交流支援	1項目	1
運営体制			
	内部の運営体制	10項目	10
	情報・相談・苦情	2項目	2
	ホームと家族との交流	3項目	3
	ホームと地域との交流	4項目	4

2. 評価報告書

項目番号		項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己	運営理念 1. 運営理念の明確化					
	1	1 理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、認知症高齢者グループホーム(以下「グループホーム」という。)に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム(以下「ホーム」という。)の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。				会社代表及び管理者は、法令の意義をよく理解しており、運営理念を掲げている。また介護従業者とともに、その理念を達成するための目標を具体的にあらわし、定期的な会議や、毎朝の申し送りなどにおいて、常に意識付けがなされている。	
	2	3 運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、入居者及びその家族等に分かりやすく説明している。				運営理念を「重要事項説明書」の中に明記し、入居者及びその家族に対し説明している。また、大きな文字で書き表した運営理念を、居間の壁に掛けている。	
	3	4 権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ、入居者及びその家族等に説明し同意を得ている。				契約書及び重要事項説明書に明記し、入居時に、入居者及びその家族に対し説明し、同意を得ている。	
		2. 運営理念の啓発					
4	5 運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。(ホームの説明会、ホーム便り等)				運営推進委員会において、説明を行っている。また、定期的にホーム便りを作成し、地域へも広報している。		
運営理念 4項目中 計			4	0	0		
		生活空間づくり 1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6 気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、入居者や家族が入りやすく、近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気づくりの配慮をしている。(玄関まわりに草花を植える、親しみやすい表札をかける等)				同敷地内には、手前から多機能ホーム、2ユニットのグループホームと3棟が並んでおり、当該ホームは一番奥に位置している。どれも平屋造りで、アプローチの中には事業所を思わせるような看板は無く、玄関も大きな引き戸の造りであり、普通の民家が並んでいるように見える。また、玄関には入居者それぞれの表札が掛かっていたり、犬を飼っていたりして家庭的な雰囲気作りが工夫されている。		
6	7 家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等)が、いずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。				玄関を入ると、広い土間には造りつけの下駄箱と広い上がり口があり家庭的である。上がって左に行くと居間、右に行くと広い縁側、真ん中にはソファを置いた少し薄暗い場所があり、何れも外出から帰って来てほっとひと休みできる空間に工夫されている。		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
7	8	共用空間における居場所の確保 共用空間の中に、入居者が一人になったり気のあった入居者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。				居間には、ソファの側、窓辺、畳のスペースにそれぞれ一つずつテーブルが有り、気の合った同士で食事や作業ができるようになっている。また縁側にもソファがあり、食事の後などに一人でゆっくり座り、外を眺めたりでき、入居者の居場所作りの工夫がなされている。	
8	9	入居者一人ひとりにあわせた居室の環境づくり 居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。				居室には洋室と和室の2つのタイプがある。また和室は、障子とふすまで仕切る造りとなっている部屋もあり、家庭的な雰囲気がある。布団やベッド・タンス、その他の備品は、入居者の使い慣れた物を持ち参り、家具の配置も入居者やその家族の希望を尊重し、入居者が安心して過ごせるような工夫がなされている。	
家庭的な生活環境づくり 4項目中 計			4	0	0		
2. 心身の状態にあわせた生活空間づくり							
9	11	身体機能の低下を補う配慮 入居者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにするための設備や工夫がある。(すべり止めや要所への手すり等の設置、浴槽・便座・流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)				台所は居間の横に位置し、中の様子が良く見え、入居者の手伝う意欲を誘うような造りに工夫されている。またトイレは、見守りや支援に必要な入居者用と、あまり目につかない場所と2つのタイプがあり、入居者はそれぞれに応じて使い分けしている。手すりは、入居者の状態により、必要な時に必要な場所に追加設置するよう、常に検討が繰り返されている。	
10	13	場所間違い等の防止策 職員は、入居者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気をこわさずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)				居室の入り口には、陶板のネームプレートが掛けられている。居室がわからない様子の入居者には、職員がさりげなく誘導している。トイレには板に「便所」と大きな文字で書かれたプレートが、目の高さに掛けられており、いかにもトイレと分かるような工夫がなされ、入居者の混乱を防いでいる。	
11	14	音の大きさや光の強さに対する配慮 入居者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)				広い縁側や居間の窓は、カーテンにより日差しを調節している。ホームの中には、とても明るい場所や少し薄暗い場所が両方あり、入居者はそれぞれに居心地の良い場所で過ごせるように工夫されている。職員の気持ちや動作も、入居者が落ち着いた状態で居られるよう心掛けている。	
12	15	換気・空調の配慮 気になる臭いや空気のおよみがないように、換気を適宜行っている。また、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。				季候のいいときには、ドアや窓を開け放ち、換気がなされている。冷暖房の空調設備が必要な時は、職員が適宜調節し管理されている。	
13	17	時の見当識への配慮 見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。				居室や、浴室・トイレ、居間にカレンダーが掛けられている。居間には日めくりや、振り子時計が壁に掛けられている。居室には、入居者の使い慣れた時計が持ち込まれ、見やすい場所に置かれている。	
14	18	活動意欲を触発する物品の用意 入居者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)				掃除道具は洗面所のすぐ横にあり、いつでも誰でもすぐに使えるようになっている。また、玄関の先には、畑や庭があり、手入れの必要なときにはすぐにそこへ行けるようになっている。	
心身の状態に合わせた生活空間づくり 6項目中 計			6	0	0		

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		ケアサービス 1. ケアマネジメント					
15	20	個別具体的な介護計画 アセスメントに基づいて、入居者主体の目標を立て、入居者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。				より個別性のあるアセスメントを行い、それに基づいて立案された計画書に沿って、介護従業員により具体的な介護計画が作成されている。	
16	21	介護計画の職員間での共有 介護計画を、すべての職員の気づきや意見を採り入れて作り、すべての職員が計画の内容を知ることができる仕組みを作っている。				毎朝の申し送りにおいても計画は検討される。また、計画書をケース記録の前面にしたり、介護計画を一覧表にするなど、職員が内容を知ることが出来るように各ユニット毎に工夫している。	
17	22	介護計画への入居者・家族の意見の反映 介護計画を、入居者や家族とも相談しながら作成している。				計画作成時や、状況に応じ、入居者やその家族の意見を聞き、取り入れるようにしている。	
18	23	介護計画の見直し 介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。				入居者の担当者は、つきに1回は計画の評価を行い、最低半年に1回は見直しを行う。また、状況が変化したときには、その都度会議を開き、計画を修正している。	
19	24	個別の記録 日々の介護や介護計画に反映させるため、入居者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。				主な介護サービスについては一覧表にまとめられ、分かりやすくなっているが、更に個別のケース記録には、一人ひとりの生活の状況を細かく具体的に記録するようになっている。	
20	25	確実な申し送り・情報伝達 職員の申し送りや情報伝達を確実にし、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。				申し送りは毎朝・夕に行われている。また、各ユニット毎に申し送りノートを作成し、その場に居なかった職員にも情報の伝達が行われるよう工夫されている。	
21	26	チームケアのための会議 チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に(緊急案件がある場合にはその都度)会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。				月に1回のスタッフ会議や、半年に1回の計画の見直しの会議のときに意見交換を行っている。	
ケアマネジメント 7項目中 計			7	0	0		

項目番号	項目	できている	要改善	評価不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	2. ホーム内でのくらしの支援(1)介護の基本の実行					
22	27 入居者一人ひとりの尊重 職員は、常に入居者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。(入居者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助、プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等)				入居者一人ひとりの人格を尊重できるよう、毎朝「認知症高齢者の介護の原則」を読み上げ、職員の意識を確認している。	
23	28 職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気で見守っている。				職員は、制服やエプロンを身につけたりせず、入居者と同じような普段着で接しており、言葉掛けや態度もゆったりしており、違和感無く入居者の生活に溶け込んでいる。	
24	30 入居者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 入居者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。				入居者一人ひとりの生活史や大切な記憶など、個別性を把握したうえで、その人らしい暮らしを支えている。例えば畑仕事をしてきた人には畑の手入れを、たくさんのお客様をお迎えしてきた人には玄関での対応を、家族やお客様のために食事の世話をしてきた人には食事の準備や後片付けなど、その人らしい暮らしの場を提供している。	
25	32 入居者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、入居者が自由に自分のペースを保ちながら暮らせるように支えている。				外出したい人、ドライブに出かけたい人、居室で眠りたい人、居間でゆっくりしたい人など、限られた人員や時間の中でその入居者の自由な生活を尊重し、支援している。	
26	33 入居者の自己決定や希望の表出への支援 職員は、入居者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取組を日常的に行っている。(選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等)				食べたいもの、入浴の時間、行事への参加の有無など、入居者に決めてもらう場面を多く設定している。	
27	35 一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、入居者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり一緒に行うようにしている。(場面づくり、環境づくり等)				料理や食事の後の食器洗い、布団の上げ下ろし、入浴など、入居者の「できること、できそうなこと」について、職員はさりげなくその場面づくりをしたり、ゆっくり見守ったりして自立を促す工夫をしている。	
28	37 身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。				鍵による拘束、薬による拘束、言葉による拘束について研修を行い、職員会議においても、日頃から話し合い、認識を深め、拘束のないケアを行っている。	
29	38 鍵をかけない工夫 入居者の自由な暮らしを支え、入居者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。(外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等)				日中はどの出入り口も鍵はかけないまま過ごしている。外出傾向にある入居者に対しては、外出のパターンを把握し、職員が見守りをしている。近所の方の見守りもあり、理解や協力も得られている。	
介護の基本の実行 8項目中 計		8	0	0		

項目番号	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	(2)日常生活行為の支援 1) 食事					
30	43 馴染みの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、入居者一人ひとりが使い慣れたものになっている。				湯飲みや箸は、入居者一人ひとりが使い慣れたものを使用し、食器も家庭的なものになっている。	
31	44 入居者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 入居者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態にあわせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。				一旦同じものを配膳し、献立の内容を入居者に見せてから、一人ひとりの咀嚼・嚥下機能に合わせ、ほぐしたり刻んだりして食事の支援をしている。	
32	45 個別の栄養摂取状況の把握 入居者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。				一日の食事や水分の摂取量は、記録し把握している。	
33	47 食事を楽しむことのできる支援 職員も入居者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。				食べこぼしなどのある入居者の隣には職員が座り、サポートしながら、入居者と一緒に同じものを食べている。	
	2) 排泄					
34	48 排泄パターンに応じた個別の排泄支援 おむつをできる限り使用しないで済むように、入居者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。				入居者の排泄パターンを個別に把握し、出来るだけトイレでの排泄を促し、自立に向けた支援をしている。	
35	50 排泄時の不安や羞恥心等への配慮 排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。				さりげない言葉かけで、プライバシーに配慮した誘導を行っている。	
	3) 入浴					
36	53 入居者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援 入居者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。(時間帯、長さ、回数等)				一人で入りたい人、気の合った他の入居者と一緒に入りたい人、ゆっくり入りたい人など、一人ひとりの希望や体調に合わせた入浴の支援をしている。	
	4) 整容					
37	56 理美容院の利用支援 入居者一人ひとりの希望にあわせて、理美容院の利用を支援している。(カット、パーマ、染め、セット等)				一人ひとりの行きつけの理美容院を利用出来るよう、理美容院の理解と協力も得ながら支援している。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
38	57	プライドを大切にした整容の支援 整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にしたりさげなくカバーしている。(髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等)				必要な方には職員が隣で食事をしながら、周囲に気付かれないように、さりげなく支援している。また、整容の乱れや着衣の汚れに対しても、さりげなく言葉かけを行ったり、誘導したりしている。	
		5) 睡眠・休息					
39	60	安眠の支援 入居者一人ひとりの睡眠の 패턴を把握し、夜眠れない入居者には、1日の生活リズムづくりを通じた安眠策を取っている。				一人ひとりの睡眠パターンを把握しており、眠れない入居者には、日中散歩やその他の活動を促すなどして、一日の生活リズムを整える工夫をしている。	
日常生活行為の支援 10項目中 計			10	0	0		
		(3)生活支援					
40	64	金銭管理の支援 入居者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、入居者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。				自己管理出来ない場合でも買い物へ出かけるときには個人の財布を持ち、自分で支払ってもらうなど、入居者一人ひとりの力量や状態に応じて支援している。	
		(4)ホーム内生活拡充支援					
41	66	ホーム内の役割・楽しみごとの支援 ホーム内で入居者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。(テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等)				庭には畑があり野菜などを育てる人や、台所で料理の手伝いをする人、食事の後片付けをする人、洗濯物をたたむ人など、それぞれに出番を見出せるよう、その場所や機会を提供している。	
生活支援 2項目中 計			2	0	0		
		(5)医療機関の受診等の支援					
42	68	医療関係者への相談 心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。(医師、歯科医師、保健婦、看護婦等)				医師、歯科医師、看護師、薬剤師とは電話でも相談できる関係が作られている。	
43	73	早期退院に向けた医療機関との連携 入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。				退院後の医療機関の協力態勢が整えば、早期に退院できるよう家族を含め医療機関と三者で話し合いを行っている。	
44	74	定期健康診断の支援 年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。				状態に特に変化が無い入居者でも、3ヶ月に1回は医師による健康診断や指導を受けている。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		(6)心身の機能回復に向けた支援					
45	76	身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴(筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等)を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。				買い物、散歩、台所仕事、畑仕事など、日常生活の中に機能低下を防ぐ活動を取り入れている。特に活動的でない入居者には、居間へ誘い、手先を使う工作物の作成などの場を提供している。	
		(7)入居者同士の交流支援					
46	78	トラブルへの対応 職員は、入居者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。				認知症の程度や身体機能の差などによる入居者間でのトラブルが発生することもあるが、そんなときは席を替えたり、間に入ってその場の雰囲気を変えるなどして調整を図り、入居者に不安や支障を生じさせないようにしている。	
		(8)健康管理					
47	80	口腔内の清潔保持 入居者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。(歯磨き・入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等)				朝夕の歯磨きは、入居者の生活習慣の中に取り入れられている。また、異常のある入居者については歯科医師に相談し、必要があれば受診を支援している。	
48	83	服薬の支援 職員は、入居者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、入居者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。				お薬ノートや処方内容を一覧表にし、職員がいつでも確認できるようにしている。また、誤薬などの問題が発生した場合にはすぐに医師に相談できるような体制を整えている。	
49	85	緊急時の手当 入居者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。(けが、骨折、発作、のど詰まり等)				緊急時のマニュアルを作成し、職員がいつでも見られるところに置いている。また、研修も行っている。	
50	86	感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。(インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等)				主な感染症に対する予防と対策についてのマニュアルを作成し、職員はもちろん入居者や面会者の手洗いや調理器具の消毒など、マニュアルに沿って実行している。	
医療・健康支援 9項目中 計			9	0	0		

項目番号		項 目	できて いる	要 改善	評 価 不 能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		3. 入居者の地域での生活の支援					
51	90	ホームに閉じこもらない生活の支援 入居者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。(買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等)				他のユニットの入居者や多機能ホームの利用者が、お互いに訪問しあうこともある。また、屋外に犬を飼っており、その犬に触れたり職員と一緒に犬の散歩に出かけたりしている。買い物に出かけたり、地域の行事に参加することもある。	
地域生活 1項目中 計			1	0	0		
		4. 入居者と家族との交流支援					
52	94	家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。(来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等)				家族を含めた来訪者があると、職員はもちろん、お出迎えが好きな入所者がにこやかに出迎え挨拶してくれる。ホーム内のあちこちに落ち着いて座って話せる場所があり、面会時間にも制限が無く、いつまで話していても良い雰囲気である。また、入居者の部屋に家族がとまることも出来、家族関係の構築の支援となっている。	
家族との交流支援 1項目中 計			1	0	0		
		運営体制 1. 事業の統合性					
53	96	責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。				代表者や管理者は、ケアサービスの質の向上のために常にお互いの意見交換や調整を行っている。またその理念や考え方については、管理者が職員に伝え協議している。	
54	97	職員の意見の反映 介護従業者の採用、運営方法、入居者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。				運営会議、スタッフ会議等において、職員の意見は反映されている。	
		2. 職員の確保・育成					
55	101	入居者の状態に応じた職員の確保 入居者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。				入居者の行動のパターンを個別に捉え、それに合わせて職員の勤務時間を調整したり、夏季と冬季でも勤務時間が違っている。	
56	103	継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。				半年に一度は新人研修を行っている。また、研修委員会を設け、毎月1回はフォローアップ研修を行っているし、必要なときには外部研修も受講している。	
57	105	ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。(外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等)				季節ごとに職員同士の食事会の場を設けている。	

項目番号		項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
外部	自己						
		3. 入居時及び退居時の対応方針					
58	107	入居者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。(介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等)				まず管理者が担当の介護支援専門員等から情報収集を行い、そしてホーム長とともに本人とその家族に会いアセスメントする。次に、一週間の体験入所をし、入居が適しているかを判断している。	
59	109	退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、入居者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。				退居に関しては、本人及びその家族、関係機関と十分に話し合い、その決定過程は明確であり、納得も得られている。	
		4. 衛生・安全管理					
60	112	ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。(食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等)				マニュアルを作成し、職員の勤務ローテーションの中で実施している。	
61	114	注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。				注意が必要な物品については、保管場所をとり決め管理している。	
62	116	事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。(再発防止の話しあい、今後活かす意義づけ等)				「ヒヤリハット報告者」「事故報告書」に記入し、職員間で検討し、事故の再発防止につなげている。	
内部の運営体制 10項目中 計			10	0	0		
		5. 情報の開示・提供					
63	118	調査等の訪問に対する対応 介護相談員や評価調査員等の訪問時には、情報を積極的に提供している。				個人情報に配慮し、必要に応じ、情報を積極的に提供している。	
		6. 相談・苦情への対応					
64	119	相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、入居者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。				相談苦情窓口担当を決め、ホーム内に明示している。また、入居時には重要事項説明書の中に明記し、本人及びその家族に説明している。	
情報・相談・苦情 2項目中 計			2	0	0		

項目番号 外部 自己	項目	できて いる	要 改善	評価 不能	判断した理由や根拠	改善すべき点等の特記事項
	7. ホームと家族との交流					
65	122 家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的に行っている。				家族の面会時には、入居者の近況について話したり、職員とも気軽にコミュニケーションが取れるように、雰囲気作りをしている。	
66	123 家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、入居者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。（「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等）				3ヶ月ごとにホーム便りを発行し、入居者の日常の様子を伝えている。	
67	126 入居者の金銭管理 入居者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的とその出納を明らかにしている。				入居者が管理できない場合は家族より現金を預かり、2ヶ月に1度はその出納を家族に明らかにしている。	
ホームと家族との交流 3項目中 計		3	0	0		
	8. ホームと地域との交流					
68	127 市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。				市町村との連絡は密にとっているが、行政側からの依頼が無いため、家族介護教室の開催は行っていない。しかし、認知症を抱える家族の会や市社協、在宅介護支援センターや地域包括支援センターとの関わりは密にとっている。	
69	130 地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。				屋外に飼っている犬に触れるため立ち寄る人も居る。近所に散歩に出たときには、地域の人達と挨拶を交わすよう心がけている。	
70	132 周辺施設等の理解・協力への働きかけ 入居者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。（商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等）				買い物に立ち寄る商店や日頃から利用している理美容院の理解は得られており、時折、散歩に出かける入居者を見かけ、職員が連絡を受けることもある。消防訓練も定期的に行っており、ホームについての理解は得られている。	
71	133 ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。（認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受け入れ等）				いずれも2～5名程度の入居者に配慮した人数で、市社会福祉協議会からの研修や、市内の中・高校生のボランティア、認知症実務者研修などの受け入れを行い、ホームの機能を地域に開放している。	
ホームと地域との交流 4項目中 計		4	0	0		

- (1)「管理者」には、管理者不在の場合にこれを補佐する者を含む。
(2)「職員」には、管理者及び非常職員を含む。